

消防設備点検業務仕様書

1. 業務の履行義務

乙は業務を円滑に遂行するとともに消防用設備としての機能保持のため仕様書及び契約書に基づき業務を完全に履行しなければならない。

2. 業務の内容

この業務は、消防法第8条の2の2及び第17条の3の3の規定により、公共施設の消防用設備等の点検等を行い、甲の防火管理者としての点検業務を補佐するものであり、その概要は次のとおりとする。

(1) 消防用設備等点検の対象施設及び仕様

○消火器

- ・粉末消火器（蓄圧式） 15本（内愛がん動物火葬施設1本）

○自動火災報知設備

- ・受信機（P-1 20回線） 1面
- ・副受信機（20回線） 1面
- ・差動式スポット型感知器 45個
- ・定温式スポット型感知器 44個
- ・煙感知器 58個
- ・発信機（P-1 表示灯付） 5個

○非常用警報設備（放送設備）

- ・増幅器（90W 10回線） 1台
- ・スピーカー 39個

○防火戸 2面

○誘導灯

- ・避難口誘導灯 15台
- ・通路用誘導灯 8台

○消火設備（パッケージ型）

- ・露出型 2台
- ・埋込型 2台

(2) 点検回数 年2回（8月・2月）

- ・機器（外観）点検 1回
- ・機器（機能・総合）点検 1回

3. 業務の報告

点検業者の報告等については、次のとおりとする。

- (1) 乙は、点検作業が終了したら施設ごとに報告書を作成し、甲に報告するものとする。
- (2) 点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、乙は直ちに甲に報告し、甲乙協議のうえ処置を講じなければならない。

4. 点検費用の負担

設備の点検に要する費用は乙の負担とする。但し、設備の破損若しくは老朽化による機

器の更新又は交換に要する費用は甲の負担とする。

5. 内容変更等

本仕様書の内容に変更等が生じた場合は、甲乙協議して定める。

6. その他

部品等の損傷が著しいため交換を必要とする部品については、組合側と協議の上で交換することとする。点検作業にあたっては安全管理に努め万全の処置を講じ、業務に関する疑義は業務着工前に確かめ組合側の指示にしたがうこととする。緊急点検修理を行った場合は、その内容を記録し書面で提出することとする。